

## ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の製造基準

- a 原料として用いる水は、自然に又は掘削によって地下の帯水層から直接源泉として得られる鉱水のみとし、泉源地及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保に十分に配慮しなければならない。
- b 原料として用いる水は、その構成成分、湧出量及び温度が安定的なものでなければならない。
- c 原料として用いる水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない。ただし、別途成分規格等が設定されている場合にあつては、この限りでない。
- d 原料として用いる水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原料として用いる水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであってはならない。
- e 原料として用いる水は、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌及び緑膿菌及び大腸菌群が陰性であり、かつ、1 ml 当たりの細菌数が5以下でなければならない。
- f 原料として用いる水は、泉源から直接採水したものを自動的に容器包装に充てんした後、密栓又は密封しなければならない。
- g 原料として用いる水には、沈殿、ろ過、曝気又は二酸化炭素の注入若しくは脱気以外の操作を施してはならない。
- h 採水から容器包装詰めまでを行う施設及び設備は、原料として用いる水を汚染するおそれのないよう清潔かつ衛生的に保持されたものでなければならない。
- i 採水から容器包装詰めまでの作業は、清潔かつ衛生的に行わなければならない。
- j 容器包装詰め直後の製品は1 ml 当たりの細菌数が20以下でなければならない。
- k e及びjの微生物に関する事項に係る記録は、6月間保存しなければならない。